

神奈川県優良工事等表彰要綱実施要領

神奈川県優良工事等表彰要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項の規定に基づき、この要領を定める。

1 要綱第2条関係

- (1) 第1号又は第2号の対象となる工事等は、契約金額が2,000万円以上かつ工事等成績評定点が80点以上のもので、別表の区分に応じた要件及び件数とする。
- (2) 第2号の設計は、工事に伴う基本設計及び実施設計を対象とする。
- (3) 第2号の工事監理は、本体工事が同時に表彰されるものを対象とする。
- (4) 建設業共同事業体（JV）及び共同組合（以下「JV等」という。）は単体の法人等として扱う。

2 要綱第3条項関係

- (1) 第1項の記念品については、別に定める。
- (2) 第2項関係
 - ア 局長による表彰（以下「局長表彰」という。）の対象工事等は、契約金額が500万円以上2,000万円未満のものとする。ただし、局の事情に応じ契約金額が500万円以上のものとすることができる。
 - イ 局長表彰の件数は、合計で40件以内とし、前年度完成工事等のうち工事等成績評定点が80点以上の件数を参考に協議し当該年度の各局別の表彰件数を定める。
 - ウ 知事表彰及び局長表彰受賞工事を担当した法人等の主任技術者又は監理技術者で、その功績が顕著なものを局長表彰の対象とすることができます。この場合の表彰件数は、受賞工事1件に対して1件以内とする。

3 要綱第4条関係

JV等を構成する法人等のいずれかが要綱の欠格要件に該当する場合は、表彰を行わないものとする。

4 要綱第5条関係

要綱第2条第1号及び第2号に係る候補の選定は、別表の区分ごとに工事等成績評定点が高いものから行う。この場合、表彰可能最低点に複数の法人等が該当し、表彰の上限数を超えるときには、次の順に選定する。

- ア 工事等成績評定点の小数点第1位までの数値の高いものを選定する。
- イ アの数値が同点の場合は、契約金額の高いものを選定する。

5 要綱第6条関係

- (1) 要綱第2条第1号に該当するもののうち、工事成績採点表の考查項目「法令遵守等」に係る運用表の措置内容8に該当するものは、その内容及び発注所属の意見を審査し選考の適否を判断する。その他の措置内容に該当するものは、選考しない。

- (2) 要綱第2条第2号に該当するもののうち、設計業務委託等成績採点表の事故減点があるものは選考しない。
- (3) 要綱第2条第1号又は同条第2号に該当するもののうち、次に該当する場合は、その内容及び発注所属の意見を審査し選考の適否を判断する。
 - ア 当該工事等の趣旨、目的等が本表彰になじまない場合
 - イ 被表彰法人等の決定までに表彰にふさわしくない事由が生じた場合
- (4) 要綱第2条第1号又は同条第2号に該当するもののうち、候補となった法人等が同一年度に施行した他の県発注工事等に係る工事等成績評定点が著しく低い場合には、表彰候補となった工事等及び工事成績評定点が著しく低い工事等の双方について、その内容及び発注所属の意見を審査し選考の適否を判断する。

6 要綱第8条関係

事務局は、被表彰法人等の名簿を新聞等報道機関に提供する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成15年6月1日から施行する。

2 改正後の1の(2)の規定にかかわらず、平成14年度以前に表彰を受けたものについては、表彰を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年の間は、再度表彰しないものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年7月12日から施行する。

2 神奈川県優良工事等表彰要綱等の運用基準（平成23年6月21日）は廃止する。

附 則

この要領は、平成25年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月11日から施行する。

別表（要綱第2条関係）

号	区分	要件	件数 (上限)
第1号	1 (県域建設部門)	神奈川県工事等入札参加資格のAランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事	10件
	2 (地域貢献部門)	神奈川県工事等入札参加資格のBランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事	10件
	3 (地元活力部門)	神奈川県工事等入札参加資格のCランク又はDランクに属する若しくはそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事	10件
	4 (県域建設部門)	区分1の要件に該当し、県内に本店を置く法人等が施行した工事で、35歳未満の主任技術者又は監理技術者が従事したもの	1件
	5 (地域貢献部門)	区分2の要件に該当し、県内に本店を置く法人等が施行した工事で、35歳未満の主任技術者又は監理技術者が従事したもの	1件
	6 (地元活力部門)	区分3の要件に該当し、県内に本店を置く法人等が施行した工事で、35歳未満の主任技術者又は監理技術者が従事したもの	1件
第2号	7 (総合部門)	すべての法人等が施行した設計又は工事監理	1件
	8 (地域部門)	県内に本店を置く法人等が施行した設計又は工事監理	1件

(備考1) 区分1から3において、同一法人等の複数の工事が該当する場合は、工事等成績評定点の最高点の工事のみを対象とする。

(備考2) 区分1から3と区分4から6に該当する工事又は施行した法人等が重複した場合は、区分4から6のみの対象とする。

(備考3) 区分4から6に係る主任技術者又は監理技術者の年齢は、当該工事の完成年月日時点とする。

(備考4) 区分7と区分8に該当する設計若しくは工事監理又は施行した法人等が重複した場合は、区分7のみの対象とする。